

## SMGLレポート2910

有事のルール 「二つの株価ー？」

[迫りくる法改正と時代変化の荒波-44]

●二つの株価とは、要約すれば、投資家の思惑や経済、政治等の社会環境、自然環境等の変化など、様々な変動要因の影響下で形成された相場によって左右される株価と、株式市場の動向とは基本的に直結しない、企業(事業)の採点評価としての株価の事です。尤も、この様な二つの株価が併存するのは、市場で売買の対象となる上場企業だけなので、大半の中小企業には殆ど無縁な話であり、それを話題にする事に何かしら意味があるのかーという疑問を抱かれる向きあるでしょう。又、株価は2つ処ではなく、場合によっては5～6種類にもなる筈だ、という指摘も当然あるかと思えます。配当や利益があったり、一定以上の不動産を所有していた場合、株価の算定方法が変わってくるからです。殊に、相続が発生したとき等は、この辺りの適切な処理が求められる事になっているという事情もあります。ですが本稿では、相続をきっかけとする株式評価に焦点を当てている訳ではありません。相続が第二幕だとすれば、それより十数年＝平均十五年＝程前に始まる第一幕が、最も注目すべき舞台だと考えているからです。そしてその第一幕こそ、事業の引継ぎ＝事業承継＝に他なりません。●表向きは、中小事業者の借入金返済猶予措置＝リスク＝の為の時限措置(事実上の銀行救済策)という位置づけで、25年に終了した金融円滑化法の対象となった事業者は、当初40万者とも60万者とも云われていました。その為、円滑化法の期限切れ後も、リスクの実態把握に手間取っていた当局は、大鉈を振るう＝リスクをストップして対象企業に引導を渡すと共に、銀行には貸付金の損切を促す一方、事業性評価に基づく既存事業の再生・再編を推進する＝という方針を実行できないまま2年半余りの間、手を拱いて来ざるを得なかった訳ですが、直近の情報によって、リスク対象事業者数が、現在33万者余りである事が判明。漸く所定のシナリオに沿った対応を打ち出せるかと思いきや、ふと振り返ってみた処、後継者への引継ぎの目途が立っていない事業者が、何と六十数万者もある、という事態に直面。数の上でも、また地方の衰退に歯止めを掛けるという課題の喫緊性においても、当局が、ハッキリした見通しも立たないまま傾いた事業の再生に資金や人材を注ぎこむより、跡継ぎを求めている＝少なくとも将来展望を有している＝事業者のサポート(事業承継)に舵を切らなければならない、と考えたとしても別に不思議ではなく、おまけに、事業再生(正確には、再生資金投下の適否判断)の目玉として、大々的に推し進めていた事業性評価モデル＝広銀モデル＝そのものに、黄信号が点滅し始めたとなれば、方針転換も自然の流れだったかもしれません。●そしてこの傾向は、当然、民間にも及んで参ります。ある世論調査では、3年先はともかく、5年先まで事業運営を見通せると回答した経営者は、大変少なかったそうです。AIの驚異的進化による生産・物流・通信等の革命的变化、それらを反映する不連続な消費マインドと予測不能な消費行動…。経験則の通用しない時代の到来に誰もが不安を抱き、未来図を描こうにも描く自信がない…。手元には、確実に積み上げてきた資産＝事業価値があるのに、皆意識していない…。将来、他分野に打って出るにしても他社と提携するにしても、何にせよ自社の事業価値＝株価＝は、絶えず押さえて置く必要がある筈です。方程式は、時価総資産－時価総負債＝時価純資産＝A、A－簿価純資産＝B、A－B×法人税等＝真の純資産＝C、C÷株式数＝株価＝事業価値、という唯それだけなので。因みに、長期のデフレ下では、簿価基準であったとしても余り誤差は生じないものと思われるのですが、如何なものでしょうか。